

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第3回）

日時：令和4年10月24日（月）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業【1回目】
- 3 その他

【審議資料】

資料1 「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」

資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び
項目別審議について

資料1-2 「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影
響評価調査計画書について（案）

資料2 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価
書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

<出席者>

会長 柳委員
第二部会長 宮越委員
池邊委員
池本委員
日下委員
小林委員
袖野委員
廣江委員
水本委員
渡邊委員

(10名)

藤本政策調整担当部長
下間アセスメント担当課長

第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和4年10月24日

(事業名称) 都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業

1 選定した環境影響評価の項目 6項目 (選定した理由 p.105～108)

騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、史跡・文化財、廃棄物

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、工事用車両の走行に伴う騒音について、特に夜間走行が想定される場合には、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【地盤、水循環 共通】

本計画路線は、過去に著しい地盤沈下が生じた地域を通過しており、掘削工事や構造物の設置に際しては地盤沈下と地下水位の変化について十分な調査が求められる。本計画書では地盤及び地下水の調査範囲は示されているものの、具体的な地点が示されていないことから、現地の状況を適切に把握できる複数箇所の調査地点を選定し現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤の変形の範囲及び程度並びに地下水位及び流況の変化について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間の約5.2 kmのうちの約4.8 kmがシールド工法及び開削工法を用いたトンネル区間であり、2つの新駅の建設が予定されている。このため、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の工法や工程に加え、掘削対象とする地質等を十分に精査し、廃棄物等の性状ごとの発生量及び再資源化量について詳細に検討し、予測・評価を行うこと。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 11項目（選定しなかった理由 p.109～110）
大気汚染、悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス

意見なし

- 3 都民の意見書及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	1 件
合 計	1 件

2 周知地域区長からの意見

【江東区長】

1 全般事項

- ① (p6～p16) 開削トンネル付近には学校、公園などの公共施設があるため、工事中及び工事完了後の騒音・振動等の対策、また工事用車両の搬出入ルートの検討を含めた交通安全対策について十分に検討を行い、関係機関と密に協議を行うこと。
- ② (p16) 工事用車両の走行ルートとなっている特別区道江257号線は、小中学校に面した道路で、地元から交通安全対策などについて様々な意見や要望があるため、通行に際しては特段の配慮をすること(p17)。また、特別区道江063号線においては、本区が回収した道路上の不法投棄物の置き場と面しており、平日の出入りの妨げにならないよう調整をすること(p17)。
- ③ (p16) 計画路線周辺の学校の通学路を丹念に把握したうえで、必要に応じて警備員を配置するなど、登下校時等の交通安全対策を講じること。
- ④ (p18) 「(3) 環境保全に係る配慮事項 ア工事の施工中」について、事業者の「東京地下鉄株式会社」が「東京メトロ副都心線建設工事」において実施した環境負荷低減対策を、本事業においても、より一層発展させた内容で実施すること。

(1) 電動化建設機械の導入

開削工事で使用する建設機械については、工事現場での排ガス、騒音・振動の影響の低減を図るため、排ガス対策型、低騒音・振動型の建設機械の選定に止め

ず、より効果的な電動化建設機械の選定を基本とすること。

(2) 建設泥土の建設発生土への改良による全量リサイクルの達成

シールド工事で発生する建設泥土は、産業廃棄物であり処理が必要になるので、現場において、「石膏系中性固化材」など適切な薬剤を加え、建設発生土に改良することにより、建設泥土の全量リサイクルの達成を図ること。

(3) 陥没事故の防止のための安全対策の徹底

近年、東京外環のシールド工事などにおいて、建物が存在する街区内での陥没事故の発生がみられる。本計画地域においても、計画地に近接して建物が存在する街区が存在するので、これらの地域においては、地質調査を密に実施し、粘性土の極めて少ない砂層など、流動化し易い地層の把握に努めるとともに、流動化し易い地層の存在する街区の工事に当たっては、夜間を含め連続して工事を実施し、チャンバー内に溜まった土の物性の変化を避けるなどの安全対策を講じ、陥没事故の防止に万全を期すること。

⑤(p20)第6章地域の概況6.1.1人口における、計画路線周辺として計上されている地域では、深川地域の範囲の厚みに対し、城東地域（亀戸、大島、南砂、新砂、夢の島）では計画路線に近い薄皮一枚のような範囲である。範囲指定の根拠を明示すること。

⑥(p40)計画路線周辺の都市公園における各種影響（騒音・振動、土壤汚染、地盤、水循環、史跡、文化財、廃棄物など）を、極力低減する工法の検討及び対策を行うこと。

⑦(p40)江東区長期計画に則り、老朽化した都市公園を計画的に改修しているため、都市公園内に換気施設等の工事関連工作物を設置する場合や、資材置き場などとして都市公園を使用する場合は、事前に、区に協議すること。

⑧(p55)主な環境保全に関する計画等（江東区）において、最新の計画である、江東区都市計画マスタープラン2022（令和4年3月）を示すこと。

⑨(p106)本事業は10年間と長期に渡る大規模工事であり、区道等の交通渋滞及び交通安全の対策が必要である。東京2020大会の環境アセスメントにて区内で実施された社会経済項目（交通渋滞、交通安全等）に関する取組みと同様に、本事業においても交通渋滞及び交通安全を環境影響評価の項目に追加すること。

- ⑩(p110)選定しなかった項目に、「景観」が挙げられている。「景観に影響を及ぼすことはないと考えられる」とのことであるが、例えば、換気施設を公園以外に設置する際には、近隣の景観に調和しているかなど、フォトモンタージュの提示などのより、景観に影響を及ぼすことはないとする根拠を具体的に示すこと。
- ⑪当調査計画書に掲載されていない事項であるが、開削トンネル及びシールドトンネル施工時における周辺建築物等への影響調査並びに、土木構造物（護岸、橋梁、基礎杭等）への影響調査について、実施している場合は項目の追加を、実施していない場合は実施しなかった理由について記載をすること。
- ⑫苦情相談窓口をあらかじめ設置するなどし、計画路線周辺住民の意見へ真摯に対応すること。

2 環境影響評価の項目に係るもの

(1)騒音・振動

- ① (p16) (仮称) 枝川駅付近の現況交通量30,820台/日の交通量観測地点は都道の幹線道路であるが、(仮称) 枝川駅が設置される特別区道(江144号)は生活道路であり、現況交通量と大きな乖離があると思われる。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について環境影響評価の項目として選定しない(p107)としているが、特別区道(江144号)の現況交通量を把握するとともに、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について環境影響評価の項目として選定すること。(H26.3東京都環境影響評価技術指針(付解説)第2章第1-3-(2)(p12)より)
- ② (p16) 開削トンネル付近(豊洲駅付近、(仮称) 東陽町駅付近)においては工事用車両の増加が見込まれ、かつ沿道に学校、公園などの公共施設があるため、必要に応じ、工事用車両台数の調査地点の対象として追加すること。(H26.3東京都環境影響評価技術指針(付解説)第3章第1節第3-2-(3)-(イ)(p54)より)
- ③ (p107)「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動については、以下の理由により、環境影響評価の項目として選定しない。」としているが、工事用車両としては走行するので、計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、アイドリングストップ等エコドライブの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努めること。
(p111、p113、p117)

- ④ (p107) 「換気施設による騒音・振動については、以下の理由により、環境影響評価の項目として選定しない。」としているが、換気施設の送風機の設置場所を選定する際には、対策を講じる前に、周辺環境を十分考慮すること。また、送風機の設置後には、低周波音を含む騒音測定調査を行うこと。なお、消音機の設置など対策を講じても、近隣住民から苦情があった際は、真摯に対応すること。

(p111、p113、p117)

- ⑤ (p111、p113) 当調査計画書に掲載されていない事項であるが、次の調査を行うこと。

- ・道路規制（車線変更）に伴い、渋滞が発生する際に、周辺住民から苦情が寄せられる場合があるので、道路規制（車線変更）時には騒音調査を行うこと。
- ・開削工事に伴う道路覆工板を通る車両から周辺住民から苦情が寄せられる場合があるので、道路覆工板を使用する際には、騒音調査を行うこと。
- ・有楽町層などの軟弱地盤における振動伝達調査を行うこと。

(2) 土壌汚染

(p123) 工事の施工中に運搬車両からの汚染土壌飛散の予測とその対策について評価を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。

(3) 地盤

- ① (p124～126) 調布市の道路陥没事故や北海道新幹線の延伸工事での地表陥没事故などを踏まえ、より丁寧に、十分な調査を行うこと。
- ② (p124～126) 施工に際しては、地下水過剰揚水等による地盤の状況を確認するとともに、必要な対策を講じ、地盤の沈下等防止に留意すること。

(4) 水循環

(p127) 計画においては地下水の涵養及び工事に伴い発生する排水の汚濁防止と処理方法を明示すると共に浄化処理に留意すること。また、過剰揚水による地盤の低下に留意すること。

(5) 史跡・文化財

(p91、p108) 史跡・文化財の環境影響評価の実施にあたっては、区の関係機関と十分に協議、相談のうえ、適切に進めること。

(6) 廃棄物

- ① (p130) 工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従業者等の飲食等により発生する廃棄物についても、環境影響評価の対象とし、発生抑制や資源としての有効利用を図るための措置を検討すること。
- ② シールド工事で発生する建設泥土は、産業廃棄物であり処理が必要になるので、現場において、「石膏系中性固化剤」など適切な薬剤を加え、建設発生土に改良することにより、建設泥土の全量リサイクルの達成を図ること。

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和4年8月29日に「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、工事用車両の走行に伴う騒音について、特に夜間走行が想定される場合には、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【地盤、水循環 共通】

本計画路線は、過去に著しい地盤沈下が生じた地域を通過しており、掘削工事や構造物の設置に際しては地盤沈下と地下水位の変化について十分な調査が求められる。本計画書では地盤及び地下水の調査範囲は示されているものの、具体的な地点が示されていないことから、現地状況を適切に把握できる複数箇所の調査地点を選定し現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤の変形の範囲及び程度並びに地下水位及び流況の変化について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間の約5.2 kmのうちの約4.8 kmがシールド工法及び開削工法を用いたトンネル区間であり、2つの新駅の建設が予定されている。このため、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の工法や工程に加え、掘削対象とする地質等を十分に精査し、廃棄物等の性状ごとの発生量及び再資源化量について詳細に検討し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和4年8月29日	・調査計画書について諮問
部 会	令和4年10月24日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、 史跡・文化財、廃棄物) ・総括審議
審議会	令和4年10月31日	・答申(予定)

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	2 件
関係市長からの意見	2 件
合 計	4 件

2 都民からの主な意見

(1) 騒音・振動

- ・ 特に騒音については数値だけではなかなか理解できないので、60dB とは・・・など参考事例をあげていただいた上で、ご説明頂ければよりわかりやすい。
- ・ 「現況値」は何時の時点での測定値か？最も気になるのは夜10時～午前7時くらいかと思うので、この時間帯での測定値で比較考察していただければと思う。
- ・ 都心であっても、日野、八王子であっても「住居地域」での基準値は同じか？長年生活している環境が違えば同じ値でも感じ方は大きく違ってくる。
考え方だが、現況値+15dB を目標値とし、また最大値は「基準値」以下といった数値目標を設定されるべきでは無いか。

(2) その他

- ・ 「事前調査・準備→着工→竣工→開通」の大まかなスケジュールを教えてほしい。
- ・ 浅川において、新たに架橋するということは、その橋脚が川の流れにとって障害物となるものを設置するということであるし、護岸工事などで川幅や川の流れの変更があるものと想像される。新橋が浅川の上下流の特に水害にとって、どのような影響を与えるのか、また、それが、現在取られている河川の改修対策で十分なのかということも含めて、評価されたものを評価書の中に項目を立てて記録として残すべきではないかと考える。

- ・ スタート地点は、西平山3丁目の日野都市計画道路3・4・24号線との合流であり、さらに日野市内では同3・4・25号線との合流が予定されているはずである。工事においてもこの道路が活用されることが容易に想像される。本評価書では、この道路を使うことの影響評価の記述がないように思われる。3・4・25号も同様である。調査・検討によって、日野市側からの車両は、工事期間及び供用期間とも、都道町田平山八王子線の東平山2丁目交差点通過車両が分流するだけで、総量は変わらないと試算されるなどということが結果としてあったとしても、評価書においては計画道路への言及も記載しておくべきものではないかと考える。
- ・ 3・4・25号線との合流は平面となるようだが、相当の道路との新規交差であり、また、浅川に最も近いことから、地盤なども含め、この新規交差点や関連道路がどのような影響を及ぼすのかの記載が見当たらないと思った。この3・4・25号線との関係については、評価及び記述の充実を求めたい。
- ・ 現在の昼間、特に夕方には、大和田小学校前～北野町にかけて、連日渋滞しており、その起点は、南行の場合は、本件道路の合流地点の北野町付近である。この渋滞の起点となっているところに、さらに、20号からの車両を流入させると、北野町一体は16号の南行が流れないことになり、それが原因で、新道の西行が渋滞することになるのではないかと懸念する。この既に、渋滞が起きているということと、それがどのようになるのかということに対してのコメントは、この評価書にはなかったと思う。よって、現在、既に発生している北野町を起点とする国道16号南行の渋滞に対して、本新道がどのように有効なのかの評価をするべきだと考える。

3 関係市長からの意見

【日野市長】

(1) 騒音・振動

【工事の施行中】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル

日野市東平山2丁目において工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の最大値が予測されている。市民の健康で快適な生活の確保のために最大限振動数値の低減化を図られたい。

(2) 騒音・振動

【工事の完了後】自動車の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル

遮音壁を設置した結果、日野市西平山 3 丁目において、自動車の走行に伴う道路交通の騒音の最大値が予測されている。加えて同地域において振動の最大値が予測されている。工事の完了後はその影響が長期間にわたるため、市民の健康で快適な生活の持続性の確保のために最大限騒音及び振動数値の低減化を図られたい。

(3) 日影

【工事の完了後】橋梁構造物の存在に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

工事の完了後はその影響が長期間にわたる。市民の健康で快適な生活の持続性を確保するため採光型遮音壁の設置等の適切な措置を図られたい。

(4) 史跡・文化財

【工事の施行中】工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、文化財保護の見地に立ち、事前発掘調査、重要遺構の保護等適切な措置を講じるよう配慮されたい。

(5) その他

日野市域における一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業予定地では、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業が施行中であるため、道路構造の決定にあたっては土地区画整理事業における各種計画との調整・整合を図るとともに、関係権利者への周知を図られたい。

また、事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、環境保全の見地に立って周辺環境への負荷を極力小さいものとなるよう配慮されたい。なおかつ、地域住民や周辺権利者の意見、要望等については丁寧に対応し、理解を得られてから現場着手するよう計画的に事業を進めていただきたい。

【八王子市長】

事業の実施にあたり、環境に係る各法令を遵守し、環境保全措置を適切に講じられたい。また、地域住民や沿道の関係者からの意見、要望について誠意をもって対応し、理解と協力を得るよう努められたい。